

2022年9月1日

株主の皆様

三井金属鉱業株式会社

株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う書面交付請求について

拝啓 平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、2022年9月1日の「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号。以下「改正法」といいます。）の施行に伴いまして、当社では、これまで議決権行使書と併せてご郵送しておりました株主総会招集ご通知および、その添付書類（以下「株主総会資料」といいます。）を2023年3月以降開催される株主総会よりインターネット上（ウェブサイト等）でご提供させていただきたく存じます。

つきましては、引き続き、株主総会資料のご郵送を希望される株主様におかれましては、お手数をおかけいたしますが、株主総会の基準日までに下記のお手続きをお願い申しあげます。

敬具

記

株主総会資料のご郵送をご希望の株主様

株主総会資料の書面でのご郵送を希望される株主様におかれましては、株主総会の基準日必着で書面交付請求書を株主名簿管理人にご提出いただく必要がございます。

まずは、書面交付請求書を取寄せるお申し込みが必要となりますので、株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）のウェブページまたは専用コールセンターから直接お申し込みいただきたくお願い申しあげます。

株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社） 書面交付請求窓口

ウェブページ	https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/kaisyahou
専用コールセンター 受付時間：9：00～17：00 （土日祝日および12/31～1/3を除く）	0120-533-600

なお、それ以外の株主様におかれましては、お手続きは不要でございます。

以上

(ご参考) 改正法の概要

2023年3月以降に開催される株主総会から議決権行使書およびインターネット上（ウェブサイト等）にある株主総会資料にアクセスするためのURL、株主総会開催日時、場所および目的事項等を記載した通知書面のみ郵送されます。

